

山梨県公報

第三百二号

令和四年

七月二十一日

木曜日

目次

○随意契約の相手方の決定について……………	四一七
○令和四年度クリーニング師試験の実施……………	四一七
○公共測量の実施……………	四一八
○都市計画の変更図書の縦覧(二件)……………	四一八
選挙管理委員会……………	四一九
○政治団体の名称等の届出……………	四一九

公 告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日
ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千
九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携
に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係
るものである。

令和四年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	三千二百個	一万五千三百十一円(一個当たり)
配送用倉庫		三十五万二千元

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年五月十三日
四 随意契約の相手方
(一) 名称 株式会社クスリのサンロード
(二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな
かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七條の二第一
項第五号に該当)。

● 令和四年度クリーニング師試験の実施
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号) 第七條第一項の規定により、ク
リーニング師試験を次のとおり実施する。
令和四年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和四年十月十八日(火) 午前九時三十分から
二 試験場所 甲斐市島上条千二十番地 敷島総合文化会館
三 試験科目
1 衛生法規に関する知識
2 公衆衛生に関する知識
3 洗濯物の処理に関する知識
4 洗濯物の処理に関する技能
(一) 繊維の鑑別に関する技能
(二) ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能
四 受験資格 クリーニング業法第七條第三項に規定する者
五 受験手続
1 提出書類
(一) 受験願書
(二) 履歴書
(三) クリーニング師試験を受ける資格を有することを証する書類(卒業証
明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はそ
の認定書の写し等)
(四) 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル、

横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの。

2 受験手数料 七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

3 受験願書等受付期間 令和四年八月十五日（月）から同年八月二十六日（金）まで（以下「受付期間」という。）の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとし、4に掲げる受験願書等の提出先に持参すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便で郵送すること（受付期間内の消印のあるものを有効とする。）。

4 受験願書等の提出先 受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する各保健福祉事務所（保健所）（甲府市にあっては、甲府市保健所生活衛生薬務課）に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 試験結果の発表等

1 合格者の発表 令和四年十月二十五日（火）午前九時に山梨県庁防災新館東側、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市保健所生活衛生薬務課の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

七 問合せ先

2 可否通知書の送付 受験者には、試験結果発表後に可否通知書を郵送する。

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二二三―一四八八
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一―二二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所（峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三―二〇〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所	南巨摩郡富士川町鯉沢	〇五五六―二二一―八一五一

峡南保健所）衛生課

七百七十一番地二

山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課

富士吉田市上吉田一丁目二番五号

〇五五―二四一九〇―三三三

甲府市保健所生活衛生薬務課

甲府市相生二丁目十七番一号

〇五五―二三三―二五五〇

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（数値地形図データ作成 地図情報レベル千）
- 二 測量の地域 富士川砂防事務所管内（釜無川流域及び雨畑川流域）
- 三 測量の期間 令和四年七月十九日から令和四年十二月二十八日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和四年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画用途地域
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、

同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和四年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画防火地域及び準防火地域
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

令和四年七月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
佐藤澄男後援会	佐藤 澄 男	天野 洋	上野原市秋山一〇三〇五	令和四年六月二十四日	令和四年六月二十四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨県宅建支部	手塚 司朗	島田 明人		令和四年六月三日	令和四年六月十四日
旧	山梨県医師連盟	今井 立史	小泉 茂		令和四年六月九日	令和四年六月十三日
新	電機連合山梨政治活動委員会			甲府市中央一―二―四二 甲府法曹ビル5B 甲府市相生二―七―一七 労農福祉センター内	令和四年四月二十七日	令和四年六月二十日
旧	山梨県宅建政治連盟		島田 明人 小泉 茂		令和四年六月三日	令和四年六月十四日

旧	新	旧	新
支部	日本臨床検査技師連盟山梨県	地区本部	全国たばこ販売政治連盟山梨地区本部
海野 勇蔵	川上 浩基	羽田 武信	角田 源太郎
中央市中橋一四六四一六		笛吹市春日居町小松一〇五一一〇	
十八日	令和四年六月二日	十日	令和四年五月二十日
十九日	令和四年六月二日	十九日	令和四年六月二日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
佐藤 澄男	市議会議員	佐藤澄男後援会	上野原市秋山一〇三〇五	佐藤 澄男	令和四年六月二日 十四日	令和四年六月二日 十四日